



Title	第1章 フィンランドのサーミ議会の現状と課題
Author(s)	新藤, 慶
Citation	『調査と社会理論』・研究報告書, 34, 17-26
Issue Date	2016-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/61375
Type	departmental bulletin paper
File Information	100_ch1.pdf



第1章 フィンランドのサーミ議会の現状と課題

新藤 慶 | 群馬大学教育学部准教授

はじめに

サーミの人々が政治的な要求をする基本的な基盤となるのが、サーミ議会である。サーミの人々が暮らす国々のうち、ノルウェー、スウェーデン、そしてフィンランドにサーミ議会が設置されている。このうち、初めてサーミ議会がつくられたのがフィンランドである。

そこで本章では、フィンランドのサーミ議会の現状と課題を明らかにする。なお、本章の執筆にあたっては、2014年8月19日に行ったサーミ議会へのヒアリング調査を主なデータとしている。ご多忙のなか、応対していただいた第1副議長のティーナ・サニラーアイキオさんと、第2副議長のパルット・ヘイッキさんには、この場を借りて、感謝申し上げたい。

第1節 サーミ議会の設立

フィンランドのサーミ議会の歴史は、1973年から始まる。フィンランド政府は、1950年代からサーミの権利について調査活動および立法作業を始めていた。そのなかで、サーミ委員会¹⁾が1973年に行った提案の一つに、サーミ議会の設置があげられていた。これを受け、大統領命令にもとづいて、サーミ議会が創設されることとなった(櫻井 2004:221)。なお、フィンランドにおける大統領命令は、法律よりも下位に置かれており(櫻井 2004:237)、サーミ議会の設置当初は法律レベルでの根拠は持っていなかったといえる²⁾。

しかし、法的には不十分な形ではあるものの、この大統領命令を受け、翌1974年、サーミ議会が発足した。議員定数は20人であり(櫻井 2004:221)、公的な選挙により、サーミの人々から4年ごとに議員を選出する形がとられた(庄司 2005:71)。ただし、その権限は、「政府に対する諮問的役割に限られた」(櫻井 2004:221)。

このサーミ議会の設置について、現在の第1副議長のサニラーアイキオさんは、「(自分たちの権利を)要求するためには皆で集まって訴えましょうという形で、最初の議会はつくられたようです」と語っている。フィンランド政府の、いわば「上から」の動きだけでなく、サーミの人々による「下から」の要求にもとづいてサーミ議会が設置されたことがうかがえる。

サーミ議会では、土地及び天然資源の開発、トナカイ飼育、教育など5項目について、国及び地方のすべての公的機関に意思表示する機会が制度的に保障された。この制度は、1991年に改定された憲法において確認されている(櫻井 2004:221-2)³⁾。

その後、サーミ議会がフィンランドの法律レベルで成立したのは1996年である。この年、サーミ法が施行された。このサーミ法第6条で「サーミ議会は国内レベルのみならず国際レベルにおいてもサーミ人民を代表する」と規定され、政府に対する諮問機関から、サーミ集団の中心的組織として発展を遂げることとなった(櫻井 2004:222)。サーミ議会に法律レベルでの根拠を与えるこ

とについては、比較的スムーズに進んだようで、サーミ議会での聞き取りでも、「議会ができる前にも、サーミの人たちの中で代表者を選挙で選んでいました。その延長で。そしたら法律ができたので」、「たぶんその前からサーミの人たちの働きかけがあったので、法律で謳うときも、そんなに抵抗はなかったようです」とのことであった。

フィンランドの「サーミ議会に関する法律」の第1条には、この法律の目的として、以下のよう

に記載されている。

この法律およびその他の法律に定められるところに基づいて、先住民族としてのサーミ人は、サーミ人居住地域において、自らの言語と文化に関わる文化的自治権を有する。この自治に関する任務のために、サーミ人は自らの中から選挙によりサーミ議会を選出する。サーミ議会は法務省の管轄下において活動する。(サーミ議会に関する法律第1条)(吉田 2005: 414)

これを受けて、フィンランドのサーミ議会の主要な目的は、「先住民族としてのサーミに保証された文化的な自治を計画し、実行すること」⁴⁾とされている。このような主目的の設定には、フィンランド憲法での取り扱いが関わっていると考えられる。2000年に施行された新しいフィンランド憲法では、サーミの文言が直接登場する条文として、以下の2つがある⁵⁾。

先住民としてのサーミ人並びにロマ及びその他の集団は、自らの言語及び文化を維持し、及び発展させる権利を有する。公的機関においてサーミ人がサーミ語を使用する権利については、法律で定める。(フィンランド憲法第17条③)

サーミ人は、法律で定めるところにより、サーミ人の先住地域において、その言語及び文化に関する自治を有する。(フィンランド憲法第121条④)

これらにもとづき、サーミ議会では「文化的な自治」が主目的として掲げられることとなっている。また実際に、サーミ議会での聞き取りでも、現在、若い世代のサーミの約70%がラップランド以外に住んでいるといわれており、この若いサーミたちのサーミ語・サーミ文化の忘失が問題となっていること、そのため、この問題への対応が、サーミ議会の1つの課題となっていることが指摘された。

ただし、憲法でサーミの自治が「言語及び文化」に限定して扱われているのは、先住民の土地や資源に対する権利を定めたILO169号条約をフィンランドが批准していないことも深く関わっていると考えられる。

第2節 サーミ議会の組織

現在のサーミ議会は、21人の議員と4人の副議員(deputies)から構成され、いずれも選挙を通じて選出される。議員のなかから議長を1名、副議長を2名選出している。議長だけはフルタイムの給与が支払われる(Lehtola 2004: 80)。議長以外の議員は、議会活動が行われた分に応じて、給与が支払われる。そのため、議員専業という者はおらず、いずれも別の仕事を持ちながら、

議員を兼業している。調査に対応してくれた2人の副議長のうち、サニラーアイキオさんは Sami Education Institute のスコルト・サーミ語教師とスコルト・サーミ文化の講師（1年契約）、ヘイッキさんはトナカイ飼育に従事している。

議員の任期は4年である。ただし、副議長の任期は2年である。また、議長と2人の副議長、さらに議員から選ばれた4人の理事によって、サーミ議会理事会（executive board）が構成されている。このサーミ議会理事会の4人の理事も、任期は2年である（Solbakk ed. 2006：217-8）。



写真1-1 サーマ議会議員の写真（Sajos 内に掲げられていたものを新藤慶が撮影）

議員の任期について、調査時に確認した議員の集合写真（写真1-1）には「2012-2015」と記載されており、サーミ議会が法律レベルで位置づけられた1996年から20年目を迎える2015年秋に選挙が行われた⁶⁾。

議会の運営は、基本的に理事会での審議が中心になっている。さらに、サーミ議会には、7つの委員会があり、それぞれ対象とする内容に関して審議を行っている。委員会は、文化委員会、社会委員会、教育委員会、言語委員会、産業委員会、青少年委員会、選挙委員会である⁷⁾。各委員会は5人の委員から構成される⁸⁾。各委員長は議員が務めるが、委員は議員でない者も就いている。各委員会の議題は、サーミ議会理事会から与えられる場合もあるし、各委員会から発議する場合もある。いずれにしても、各委員会で審議した後、議会の全体会で審議が行われることになる。議会の全体会は、年に4～5回開催される⁹⁾。

サーミ議会の事務局は、総合事務局（general office）、サーミ語事務局、教育事務局の3つに大別される。総合事務局には、事務局長のほか、法律事務員、文化事務員、社会保健事務員など、サーミ議会の委員会にも対応する形で職員が配置されており、議会のウェブ・ページには17人の職員の名前が記載されている¹⁰⁾。サーミ語事務局は、言語保護とサーミ語問題の担当事務員が1人ずついるほか、8人の翻訳者の計10人の名前がウェブ・ページに載っている¹¹⁾。教育事務局のウェブ・ページには、4人の事務職員の名前が載せられている¹²⁾。ヒアリングでは「職員が30人」とのことであったので、ほぼ一致している¹³⁾。総合事務局の委員会担当者については、1人で1つの委員会を担当する場合と、1人で2つの委員会を担当する場合とがある。

議場は、イナリの Sajos 内に設置されている（写真1-2）。イナリにサーミ議会が置かれたのは、ラップランド地方の中心で、交通の便がよいからだとされる。また、4つのサーミが集住する自治

体のうち、サーミの人口が最も多いのがイナリであることも理由にあげられる。さらに、学校や博物館がイナリに設置されていることもあり、イナリが中心という形になっている。また、議会の支部がウツヨキ、エノンテキオ、ソダンキュラに置かれている（中田 2008：54）。



写真 1－2 サーマ議会の議場（小内純子撮影）

サーミ議会の財源の大部分は、フィンランド政府からの補助金である。フィンランド政府からは、サーミの活動支援のために毎年 500 万ユーロ（約 6 億 4000 万円）¹⁴⁾ が支出されている。このうち 150 万ユーロ（約 1 億 9000 万円）が議会の運営に用いられる¹⁵⁾。具体的には議長や職員の給与、議会の日当や出張旅費などに使われる。残りの 350 万ユーロは、サーミの教育や文化の振興などに使われる。

第3節 選挙

サーミ議会の選挙権を得るには、3つの条件がある。第1に、18歳以上であること、第2に、「サーミである」との自覚があること、第3に、「サーミ語を第1言語として修得した者、あるいは少なくとも親、もしくは祖父母がサーミ語を第1言語として修得した者」（Lethola 2004：80）、である¹⁶⁾。そのため、親がサーミ議会の選挙権を有する場合、その子どもには18歳になった時点で自動的に選挙権が与えられる。しかし、「自分はサーミではない」と主張する場合には、そのことを申し立て、選挙権を返還することができる。

逆に、親がサーミ議会の選挙権を持っていない場合でも、本人が「サーミである」との自覚を有するのであれば、選挙権の取得を申請することができる。しかし、この場合、すぐに選挙権が認められるわけではなく、サーミ議会の選挙委員会で申請の妥当性を審査することとなる。委員会で申請が認められれば選挙権が付与される。申請が認められなかった場合は、それを受け入れるか、もしくは裁判所に訴えて、選挙権の付与をめぐって法廷で争うこともできる。最終的には、最高裁判所で争うことも可能である。

ただし、調査時点（2014年8月）では、サーミ議会の選挙権をめぐる法律の改定作業が進められているとのことであった。ここでは、「サーミであるか否か」をより厳しく審査することになっている。具体的には、「サーミとしての納税」を証明する書類が必要となる。現行では、サーミの居住地域¹⁷⁾に暮らし、トナカイを飼っていて¹⁸⁾、「自分はサーミです」といえば、選挙権が認められるところがあった。しかし、その審査がもう少し厳しくなる方向での法改正が進んでいるとい

うことである。

そのことはつまり、条件を十分に満たしていないのに、サーミとして認められたが人数が少なからず存在することを意味する。この点に関して第1副議長のサニラーアイキオさんは、「ILOの169号で、土地と水に関する権利のようなことが謳われているので、そういう権利が得られるなら、ということもあるかもしれませんが」と述べている。現状では、フィンランドはILO169号条約を批准していないが、批准後を見越して、サーミに与えられるであろう権利を得るために、サーミ議会の選挙権も得ておこうということである。そのため、実際に2012年の選挙では、サーミ議会の選挙権を争う裁判も行われ、その過程で、サーミ議会の選挙権、ひいてはサーミの定義をより厳格にすべきとの判断が示されることとなった。この流れを受けた法改正の動きとのことである。

また、被選挙権は、サーミ議会の選挙権を有する人々に同時に与えられる。第1副議長のサニラーアイキオさんは、サーミに関する活動を行う組織に従事しながら、サーミの政治的な問題に関心を深めるようになり、議員に立候補することとなったと教えてくれた。

選挙は、選挙区にもとづく枠と、選挙区にもとづかない枠とで行われている。まず、サーミ議会選挙には、「サーミ居住区域」である、エノンテキオ、イナリ、ウツヨキの各自治体と、ソダンキュラのなかに位置するラップ・トナカイ飼育協同組合の区域（サーミ議会に関する法律第4条¹⁹⁾）の4つの選挙区が設けられている。これらの選挙区に、それぞれ3人の定数が配分されている。そのため、この選挙区にもとづく枠によって3人×4選挙区＝12人が選出される。残りの9枠は、選挙区に関係なく、得票順に選出される。そのため、ラップランド以外のヘルシンキなどに居住しているサーミであっても、得票が多ければ当選することが可能である。

また、4人の副議員については、それぞれ4つの選挙区から1人ずつ選ばれている。この副議員は、通常は議員活動を行っていない。しかし、議会開会中に何らかの事情で議員が欠席する場合、その議員の選挙区から代わりにその選挙区の副議員が出席するという仕組みになっている。ただし、ある選挙区から2人以上の議員の欠席があっても、副議員は1人しか出席できない。

フィンランドのサーミ議会には、政党が存在しない。その理由は、サーミ議会議員を選ぶ選挙は「個人的な選挙」、つまり個人を焦点にして行われる選挙だからである。この点は、サーミ議会に政党が存在するスウェーデン（新藤 2013）とは異なる。もちろん、国政レベルの政党に所属している議員はいるが、サーミ議会ではそれらの政党の色は出していない。その点で、国政を担う政党との結びつきが強いノルウェーの状況（小野寺 2013：46）とも差異がある。

実際の投票では、親族関係、居住地域、トナカイの組合関係などによって投票する候補者選びが行われる。

第4節 サーミ議会と諸機関との連携

既存の行政との関連については、国の出先機関としてのラップ県²⁰⁾との連携があげられる。ラップ県の今後の活動計画を策定する場においてサーミ議会も発言権を有している。しかし、影響力は小さいと評価されている。

国を超えた連携としては、フィンランドと、ノルウェー、スウェーデンのサーミ議会が集まってつくられるサーミ評議会が存在する。サーミ評議会には、それぞれの国のサーミ議会から2人ずつがメンバーとなって参加している。このなかで取り組まれているプロジェクトの1つに、サーミ語

をテーマとするものがある。基本的には、サーミ語能力の維持と伸長を目指しており、サーミの教材づくりやサーミ語の表現についての意見交換などを行っている。後者については、たとえば北サーミ語はフィンランド、ノルウェー、スウェーデンで使われているが、同じ北サーミ語でも、単語が若干異なることがある。そこで、単語の意味を出し合いながら確定していくといったことを行っている。

第5節 サーミ青少年協会 (Young Sami Association)

一方、フィンランドのサーミ議会の特徴の1つとして、議会の下部組織という位置づけでサーミ青少年協会という組織を置いていることがあげられる。サーミ青少年協会は、サーミの若者の意見や活動をサーミ議会に反映するために、サーミ議会の下部組織として設立された²¹⁾。発足は2011年である。

サーミ青少年協会には、13～30歳のサーミが参加することができる。常勤のスタッフが置かれており、調査に協力してくれた3人のうち1人がこのスタッフを担っている。

財政的な基盤は、国からの補助金である。日本の文科省にあたる教育文化省の青少年委員会から、青少年の活動に対し補助金が出ている。その補助金を用いて、活動のリーダーを担う人を常勤スタッフとして雇用している。調査を行った2014年には、12万ユーロ（約1,500万円）の補助金が支出されている。また、ラップ県からも15,000ユーロ（約200万円）の補助金が支出されており、サーミの若者に関する会合への参加旅費などにあてられている。EUの補助金の枠組みも存在するが、調査時点では申請を行っていない。

他の先住民との交流も行っており、アイヌ民族とは、調査時点で3回の行き来があるとのことであった。

メンバーは全部で15人である。性別で見ると、女性が多い。ただし、フィンランドの法律では、この種の団体については、女性、男性とも最低でも4割になるように構成しなければならない（逆にいえば、一方の割合が6割を超えてはならない）。そのため、現状では男性は加入しやすいが、女性は6割を超えてしまうと受け入れられない。また、メンバーは、北サーミ語とイナリ・サーミ語という言語と、居住地域の2つの観点からバランスをとるように構成されている。

サーミ青少年協会の会合は、2か月に1回開かれている。会合では、青少年向けの活動を計画したり、サーミ議会で審議されている青少年関連の事項について話し合ったりしている。また、サーミに関する立法に関して、意見を求められたりもする。

サーミ青少年協会には、機関誌のようなものはない。広報は、ウェブ・ページ、ブログ、フェイスブック、インスタグラムなど、インターネットを介したものが中心である²²⁾。ウェブ・ページは、フィンランド語と、北サーミ語、イナリ・サーミ語、スコルト・サーミ語で作成されている。

また、フィンランド、ノルウェー、スウェーデンの3か国で、若手のサーミが集まって交流を行っている。これは2年に1回開かれ、3か国を持ち回る形で開催されている。母体となるのは、それぞれの国のサーミ青少年協会のような組織である。ただし、フィンランドのサーミ青少年協会のようにサーミ議会の下部組織であるところと、サーミ議会とは独立しているところの両方が関わっている。議会の下部組織でない方が、活動の自由度は高い。サーミの若者の意識も多様であり、政治に関心がある人々は議会の下部組織に参加することもあるが、政治にはあまり関心がない人々は、

独自に協会をつくって活動している。ただし、これらの多様な青少年グループを束ねるような連合会的組織は存在しない。

第6節 サーミ議会が抱える課題

最後に、ヒアリングで聞かれたサーミ議会の課題を確認しておきたい。

第1に、国政レベルでの法関連の問題がある。上述のサーミ議会の選挙権、ひいてはサーミの定義に関わる法改正の動き、さらにはノルウェー以外のサーミが居住する国々では共通しているILO169号条約の問題があげられる。そのため、フィンランドの議会の動きを注視しているとのことであった。また、ILO169号条約の批准については、他国のサーミが同等の権利を得られるよう話し合いを進め、フィンランド政府にも働きかけている。しかし、2005年くらいからこのような運動を重ねているが、なかなか前に進んでいないとのことである。

第2に、トナカイ飼育のあり方が問題になっている。トナカイ飼育は、サーミの言語・文化にも深く関わっている。ただし、注18でも触れたように、ノルウェーやスウェーデンとは異なり、フィンランドではトナカイの飼育権をサーミに限定していない。そのため、南部のトナカイ飼育者の組合では、過半数がサーミ以外の人であったりもする。このような現状について、とくにサーミ青少年協会では、サーミの若者の意見を集めている。

そして第3に、人材不足の問題である。これは、サーミ集団の次世代を担うサーミ青少年協会でも強く意識されている。サーミ青少年協会の構成員には、13～30歳という年齢制限がある。しかし、サーミの居住地域にはほとんど高等教育機関がないため、高校卒業後、進学のために、近くてもオウルやロヴァニエミのような地域に転出してしまうことも多い。さらに、卒業後も、それらの地域にとどまり続けることも少なくない。その結果、サーミ青少年協会に参加できる人々自体が少なくなっている。

そのため、都会の学校を出た後に、再びサーミの居住地域に戻って生活できるようにすることも、サーミ青少年協会が取り組むべき課題として認識されていた。このような課題に取り組むために、サーミ青少年協会では、進学のために他出したサーミの若者を対象にアンケートを行い、どういったものがあればサーミの居住地域に戻ることができるのかといったことを明らかにし、国会議員に訴えることを計画している。

このような人材不足・人材流出の問題は、サーミ集団を運営していく上でも問題であるし、サーミ地域を含めたラップ県全体の課題でもある。とくに、後者の視点から考えれば、世界全体の過疎的な地域が抱える問題とも共通している。ただし、このサーミ地域からの人材流出は、政策的な対応におけるサーミに対する不十分な取り扱いが招いた部分も否定できない。今後も、サーミ議会を中心としつつ、サーミの視点からエスニシティや地域の問題を訴える声を強めていくことが重要となるだろう。

注

- 1) サーミ委員会は、サーミ文化協会とサーミ同盟の取り組みに基づき、1949年にフィンランド政府が立ち上げたものである（Solbakk ed. 2006：207-10）。
- 2) そのため、フィンランドのサーミ議会のウェブ・ページでは、発足当初のサーミ議会を、現

- 在の” The Sámi Parliament”ではなく、” The Sámi Delegation”と表現しており (http://www.samediggi.fi/index.php?option=com_content&task=blogcategory&id=78&Itemid=196, 2016.1.15 取得)、櫻井利江も「サーミ議会 (サーミ代表者会議)」と表記している (櫻井 2004: 221)。
- 3) ただし、それまでの憲法を統合した新憲法が1999年に公布、2000年に施行された (櫻井 2004: 238) ためか、この新憲法には、ここで言及されている制度に関する規定は見当たらない (国立国会図書館調査及び立法考査局 2015)。
- 4) サーミ議会ウェブ・ページ (http://www.samediggi.fi/index.php?option=com_content&task=blogcategory&id=78&Itemid=196, 2016.1.15 取得)。
- 5) 条文の日本語訳については、国立国会図書館調査及び立法考査局 (2015) から引用。
- 6) サーミ議会ウェブ・ページ (http://www.samediggi.fi/index.php?option=com_content&task=blogcategory&id=78&Itemid=196, 2016.1.29 取得)。
- 7) Solbakk ed. (2006: 217-8) では、「ビジネスと権利委員会、文化・学校と技術支援委員会、サーミ語委員会、健康と社会問題委員会、選挙委員会」の5つの委員会が存在するとしている。内容的な対照をさせれば、「ビジネスと権利委員会」と「産業委員会」、「文化・学校と技術支援委員会」と「文化委員会」「教育委員会」「青少年委員会」、「サーミ語委員会」と「言語委員会」、「健康と社会問題委員会」と「社会委員会」、「選挙委員会」と「選挙委員会」となり、内容的には同一である。表現の仕方により、このような差異が生じたものと考えられる。なお、サーミ議会のウェブ・ページ (このページに関しては2014年1月に更新) では、「生活と法委員会」「教育委員会」「文化委員会」「サーミ語委員会」「社会保健委員会」「青少年委員会」「選挙委員会」の7つが記載されており、「サーミ語委員会」と「選挙委員会」は短期間に限定して置かれるとされている (http://www.samediggi.fi/index.php?option=com_content&task=blogcategory&id=81&Itemid=69, 2016.1.29 取得)。
- 8) サーミ議会のウェブ・ページ (http://www.samediggi.fi/index.php?option=com_content&task=blogcategory&id=81&Itemid=69, 2016.1.29 取得)。
- 9) サーミ議会のウェブ・ページ (http://www.samediggi.fi/index.php?option=com_content&task=view&id=6&Itemid=67, 2016.1.29 取得)。
- 10) サーミ議会のウェブ・ページ (http://www.samediggi.fi/index.php?option=com_content&task=view&id=58&Itemid=70, 2016.1.29 取得)。
- 11) サーミ議会のウェブ・ページ (http://www.samediggi.fi/index.php?option=com_content&task=view&id=57&Itemid=70, 2016.1.29 取得)。
- 12) サーミ議会のウェブ・ページ (http://www.samediggi.fi/index.php?option=com_content&task=view&id=56&Itemid=70, 2016.1.29 取得)。
- 13) Lehtola (2004: 80) では、フィンランド議会事務局の職員は9人としている。このデータを、サーミ議会での調査時点では十分に把握していなかったため、30人と9人と、数字が異なる理由は不明である。ただし、Lehtola は、「常勤職員」(permanent employee) が9人としているので、パートタイム職員等をあわせると30人ということになるのかもしれない。
- 14) 2016年1月18日時点での1ユーロ 127.65 円で6億 3825 万円となる。
- 15) Solbakk ed. (1996: 217-8) では、2001年のサーミ議会予算が387,000ユーロとなっており、

大幅な差異がある。しかし、この差異が生じた事情については、詳しく確認できていない。

- 16) ノルウェーやスウェーデンも、フィンランドをモデルにサーミ議会をつくっているため、基本的には同様の条件となっている。ただし、ロシアでは事情が異なる。ロシアにはそもそもサーミ議会もないが、ロシアでは16歳のときに自身の「国民性」(nationality)を宣言することが求められる。このような宣言をする必要があるのは、パスポートの交付に関わっている。「サーミ」とであると宣言すれば、パスポートにも「サーミ」と記載される。このプロセスで「サーミ」であることを宣言した者が、ロシアにおけるサーミの定義となっている (Lehtola 2004: 80)。

一方、「サーミ議会に関する法律」の第3条では、「サーミ人」を以下のように定義している。「この法律において「サーミ人」とは、次の事柄を前提とし、自己をサーミ人とみなすものを意味する。／1. 自己またはその両親もしくは祖父母のうち少なくとも1人が、サーミ語を第1言語として修得している。あるいは、／2. 丘陵ラップ人、森ラップ人あるいは漁師ラップ人として、土地台帳、徴税台帳あるいは住民台帳に登録された人物の子孫である。あるいは、／3. その両親のうち少なくとも1人が、サーミ代表者会議あるいはサーミ議会の選挙において投票権を有するものとして登録されている、あるいは登録されるはずであった」(吉田 2005:414-5)。ただし、サーミ議会議員の選挙権については、サーミ議会での聞き取り調査からも、通常本文にあげた3点が条件と認識されていると捉えられる。

- 17) サーミ言語法(2003年制定)で指定された地域は、エノンテキオ、イナリ、ソダンキュラ、ウツヨキの4か所である(国立国会図書館調査及び立法考査局 2015: 9-10)。
- 18) 「スウェーデン及びノルウェーと異なり、フィンランド法ではトナカイ飼育業をサーミの排他的職業とはせず、すべての市民に開放しており、また国有地においてサーミにトナカイ飼育権、狩猟権または漁業権のような特別の権利は付与していない」(櫻井 2004: 220)。
- 19) 法の条文については、吉田(2005: 415)より引用。
- 20) フィンランドには6つの「県」(lääni)があるが、これらは「国の出先機関であるので議会を持たず、県知事は大統領が任命する公務員である」(山田 2004:58)り、日本の県とは性格が異なる。
- 21) サーミ青少年協会については、2014年8月20日にヒアリングを行い、この組織のメンバーである3人の女性に应じて頂いた。改めて感謝申し上げる。
- 22) ホームページのURLは、<http://www.samediggi.fi/nuorat/> (2016年1月19日閲覧)。

参考文献

- 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2015, 『基本情報シリーズ⑱ 各国憲法集(9) フィンランド憲法』。(http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9203616_po_201401c.pdf?contentNo=1)
- Lehtola, V.-P., 2004, *The Sami People: traditions in transition* (University of Alaska Press) .
- 中田篤, 2008, 「フィンランドにおけるトナカイ牧畜とイナリ地方のサミ文化関連施設の現状について」『北海道立北方民族博物館研究紀要』17, 47-58.
- 小野寺理佳, 2013, 「サーミ議会の構成と活動」小内透編著『調査と社会理論・研究報告書 29 ノルウェーとスウェーデンのサーミの現状』北海道大学大学院教育学研究院教育社会学研究室, 41-52.
- 櫻井利江, 2004, 「北欧諸国における先住民族の権利(二)——土地および天然資源に関するサー

- ミの権利をめぐる」『同志社法学』56(2), 195-243.
- 新藤慶, 2013, 「サーミの生活と復権をめぐる運動」小内透編著『調査と社会理論・研究報告書 29 ノルウェーとスウェーデンのサーミの現状』北海道大学大学院教育学研究院教育社会学研究室, 87-104
- 庄司博史, 2005, 「サーミ——先住民権をもとめて」原聖・庄司博史編『講座世界の先住民 ファースト・ピープルの現在 ヨーロッパ』明石書店, 58-75.
- Solbakk, J. T. ed., 2006, *The Sámi People- A Handbook* (Davvi Girji OS) .
- 山田真知子, 2004, 「フィンランドの地方自治制度の現状と課題」『北方圏生活福祉研究所年報』10, 57-64.
- 吉田欣吾, 2005, 「フィンランド」渋谷謙次郎編『欧州諸国の言語法——欧州統合と多言語主義』三元社, 379-435.

(新藤 慶)